

グループホーム金刀比羅 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人医和基会が開設する、グループホーム金刀比羅（以下「事業所」という）が行う 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下を「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者・計画作成担当者・介護員（以下「従業者」という。）が、要支援②および要介護者であって認知症の状態にあるもの（認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）（以下利用者という）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。これは、全介護を必要とした利用者のための事業所ではなく、認知症高齢者同士の共同生活を基本とした事業所サービスの一形態とし、ゆとりのある生活を営むことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、代理家族として、アクティビティ等を通じた機能訓練を日常生活の中に取り入れながら利用者が共同生活を送ることを求めていくことを目的とする。従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活計画および介護予防認知症対応型共同生活計画（以下介護計画）に基づき生活指導、日常動作訓練、入浴、食事、健康チェック、その他の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、北九州市、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホーム金刀比羅
- 2 所在地 北九州市戸畑区金比羅町4番29号

（建物の構造）

第4条 事業所は、鉄筋コンクリート9階建ての2、3、4階までの部分を使用する。また、居室は1人部屋とし約10～13㎡が各ユニット9室あり、その他に食堂兼居間、トイレ、浴室、洗濯場、また2、3階は多目的ルームが各1室ある。

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 2名以上
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 計画作成担当者 3名以上

計画作成担当者は、利用者の介護計画を作成し、常に心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が共同生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し介護及び相談援助を行うものとする

- | | | |
|-------|--------------------|-----------|
| 3 介護員 | 昼間時間帯 | 常勤換算で9名以上 |
| | 夜勤時間帯 | 常勤換算で3名以上 |
| | 深夜帯（午後10時～午前6時30分） | 常勤換算で1名以上 |

介護員は、共同生活介護の提供にあたる。

4 看護職員 看護師1名

看護職員は、共同生活介護における看護業務にあたる。

（利用定員）

- 第6条 ① 認知症対応型共同生活介護の入居定員は、1ユニット9名とし3ユニット計27名とする。
- ② 短期利用共同生活介護は定員の範囲内で1ユニットにつき1名とし、利用日数は30日以内とする。

（利用者の範囲）

第7条 認知症対応型共同生活介護を利用できる高齢者は北九州市に居住する介護保険被保険者に限る。

（事業の内容及び利用料その他費用の額）

第8条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額は次の通りとする。

1. 生活指導・日常動作訓練、入浴、食事、炊事、洗濯、掃除等の実施 健康チェック
2. 認知症対応型共同生活介護の利用料は次の通りとする。
 - ① 家賃 月額 40,000円（但し生活保護の方の場合 29,000円～31,500円）
 - ② 水道光熱費 月額 20,000円（ガス・電気・水道）
＊但し外泊・入院中であっても月額徴収となります。
 - ③ 食費 1日 1,530円
 - ④ 利用者負担金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の所定割合の額とする
 - ⑤ その他 オムツ代、嗜好品、理容等は、実費負担
3. 短期利用型共同生活介護の利用料は次の通りとする。
 - ① 食費 朝 410円 昼 510円 夕 610円
 - ② 滞在費 1日 1,000円
 - ③ 利用負担金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の所定割合の額とする。

- ④ その他 オムツ代、嗜好品、理容は、実費負担。

4. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用型共同生活介護の利用者の方々は通常の利用料と下記に明記する加算が追加徴収されます。

＊但し職員の異動・退職に伴い加算の内容は変動します。

- | | |
|--|-----------|
| ① 協力医療機関連携加算 | 100 単位／月 |
| ② 医療連携体制加算（Ⅰ）イ | 57 単位／日 |
| ③ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | 3 単位／日 |
| ④ 高齢者施設等感染対策加算（Ⅰ） | 10 単位／月 |
| ⑤ 高齢者施設等感染対策加算（Ⅱ） | 5 単位／月 |
| ⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 18 単位／日 |
| ⑦ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 10 単位／月 |
| ⑧ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ | |
| 介護報酬総単位数にサービス別加算率（22.8％）を乗じた単位数で算定されます。 | |
| ⑨ 夜間支援体制加算（Ⅱ） | 25 単位／日 |
| ⑩ 科学的介護推進体制加算 | 40 単位／月 |
| ⑪ 入居者の入院期間中の体制加算 | 246 単位／日 |
| 1 月に 6 日を限度として算定されます。ただし、入院初日及び最終日は算定されません。 | |
| ⑫ 初期加算 | 30 単位／日 |
| 新規入居時に、30 日に限り算定されます。 | |
| ⑬ 看取り介護加算 | |
| 死亡時以前 31 日以上 45 日以下 | 72 単位／日 |
| 死亡日前 4 日以上 30 日以下 | 144 単位／日 |
| 死亡の前日及び前々日 | 680 単位／日 |
| 死亡日 | 1280 単位／日 |
| ⑭ 新興感染症等施設療養費 | 240 単位／日 |
| 新興感染症発生時のみ算定されます（令和 6 年 6 月 1 日時点では対象となる新興感染症はありません） | |

（緊急時における対処方法）

第 9 条 従業者は、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 協力医療機関は、当法人の戸畑総合病院および金刀比羅診療所とする。
3. 協力医療機関である戸畑総合病院との間で年 3 回以上、入居者の病歴などを共有する会議を開催する。
4. 協力医療機関である戸畑総合病院との間で、新興感染症及びそれ以外の一般的な感染症の発生

時等の対応を取り決める。

5. 協力医療機関である金刀比羅診療所が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加する。
6. 協力医療機関である戸畑総合病院から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受け、感染症拡大に努める。
7. 協力施設は、当法人、老人保健施設牧山いわき苑、社会福祉法人いわき福祉会介護老人福祉施設やすらぎの郷とする。

（非常災害対策）

第10条 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、自然災害発生時における業務継続計画および消防計画に基づき、利用者の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。

2. 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
3. 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
4. 消防法第8条に規定する防火管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び自然災害発生時における業務継続計画）を策定すると共に、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練（年2回実施）等の消防業務を利用者と共に行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおりに設けることとし、又、これに係る業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとにおいても、これらの秘密を保持するための措置を講ずるものとする。
4. 身体拘束を行なう際の手続きについて

介護保険指定基準上、「当該入居者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」のみ下記の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等（記録の整備・家族への説明および理解と同意）が確実に慎重に実施されているケースに限る。3つの要件及び要件の確認をしていない身体拘束は虐待にあたることから、虐待防止・身体拘束廃止対策委員会で身体拘束に関する協議を実施し、虐待防止対策研修（年2回）と併せて、身体拘束についても研修する。

- ① 切迫性（生命の危険性が著しい事）
 - ② 非代替性（拘束以外に代替する介護方法がない事）
 - ③ 一時性（拘束その他の行動制限が一時的なものである事）
5. 利用者に対する虐待の発生又はその再発を防止するための取り組み
- ① 事業者は、虐待防止・身体拘束廃止対策委員会を定期的に関催し、虐待の発生状況を報告、再発防止策を講じた上で、全職員で情報を共有する。
 - ② 虐待防止に関する指針を整備する。
 - ③ 虐待防止に関する研修を毎年5月及び11月に開催し、虐待防止に向けた職員の資質向上を目指す。
6. 新型コロナウイルス感染症発生時における感染拡大防止
- ① 事業者は、新型コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画に基づき、感染症拡大の防止及び感染拡大時における事業の継続を図る。
 - ② 新型コロナウイルス感染症以外の感染症や、新興感染症発生時にも同継続計画を準用し、感染症拡大の防止及び感染拡大時における事業の継続を図る。
 - ④ 同継続計画に基づき、定期的に研修や実習を行う。
7. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人医和基会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（改正）

改正 平成24年4月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成26年7月1日
改正 平成27年4月1日
改正 平成27年8月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成28年8月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成29年7月1日
改正 平成30年3月1日
改正 平成30年5月1日
改正 平成30年9月1日
改正 令和1年10月1日
改正 令和6年4月1日
改正 令和6年6月1日
改正 令和6年10月1日

改正 令和7年5月1日

改正 令和8年3月13日

改正 令和8年7月16日